

平成29年第6回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成29年6月12日（月） 10時開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 14人

古城 義郎（会長）  
北村 芳敬（副会長）  
上田 清史  
山中 一知  
中尾 純一  
内田 浩明  
成徳 親幸  
徳山 孝介  
井村 長明  
濱崎 仁道  
隅倉 柁一  
前田 實  
西田 庫士  
山川 英昭

欠席委員

島田 稔

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦  
次長 渡邊 宏  
書記 田中 雅之  
書記 大久保 智幸

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について  
報告第23号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について  
報告第24号 時効取得の届けについて
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より平成29年第6回の総会を開催いたします。本日は15名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題11件、報告3件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 1ページ、議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

（譲渡人）野原の個人

（譲受人）野原の個人

（土地の所在地）野原の畑、面積158㎡

（譲渡理由）交換による農地の譲渡

（譲受理由）交換による農地の譲受

現地を確認しましたところ、耕作されている農地でありました。

受付番号2

（譲渡人）大牟田市の個人

（譲受人）万田の個人

（土地の所在地）万田の畑、面積47㎡、外2筆、合計619.28㎡

（譲渡理由）特定遺贈

（譲受理由）特定遺贈

宅地のようになってるかと思いましたが、確認しましたらきちんと耕作されている所がありまして、畑として問題ないという所でした。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 えっと譲渡人と譲受人は隣同士でございまして、養鶏場の所に相中に入っていくと見える所です。譲受人のほうから交換していただき言って頼んで、譲受人のほう面積がちょっと広いけど、こっちが頼んだけんしょうがなかった、てなこと。後は問題無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 ええ、南方向から手前から2つがちょっと原野で少し手入れされてるみたいな状態です。あの、3個目が少し作物、野菜を作っておられる状態でした。ええ、何ら問題は無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 3ページ、議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

(申請人) 水野の農業者

(土地の所在地) 水野の山林、面積 2,168 m<sup>2</sup>のうち 698 m<sup>2</sup>、現況畑、  
外1筆、合計 3,359 m<sup>2</sup>のうち 893 m<sup>2</sup>

(転用目的) 農業用施設、農振農用地区域

前回農用地の区分申請で出て来た分です。前回農地を確認してますけど、特

に問題のあるような農地ではなかったと思います。

計画のほうを説明いたします。一応あの農業用施設ということで木造平屋建ての145.04㎡を建てるということで、米の乾燥小屋とかそういうのを作りたいということで話が出とりました。まあ隣接に特に問題があるような農地が無かったし、ちょっと高い所にありましたけど傾斜地も水路のほうできちんと擁壁もしてあるような所でしたので、特に問題が無いかな、という所でした。以上です。

## 受付番号2

(申請人) 増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積79㎡、現況宅地

(転用目的) 宅地造成、第3種農地で用途区域内農地

平成29年第3回定例会議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請3番。審議後に一般基準上の許可条件を満たさない(住宅用地への転用における面積過大)ため取下げ後再申請。

前は宅地、隣の方の宅地拡張ということで、元々その方が家庭菜園として宅地の中に取り込んであったんで宅地拡張で申請されましたけども、宅地が大きすぎるということで県のほうから疑義が出まして、前回取り下げという形になつとります。今回ですね同じ時期に隣の貸アパートですね、貸家か何か申請が出てたと思うんですけど、隣接の所が同じ時期に貸家ということで転用申請が出て、それが認められましたけど、その駐輪場に使うということで申請が出とります。特にもう宅地内の農地でもう家庭菜園程度レベルの、花壇程度のレベルで特に問題のあるような農地ではございませんでした。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第4条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 ここは先月委員会でご審議願った所です。申請人はもう中心的なリーダーでありまして、農業用施設というか糶摺り小屋とか乾燥機、そういったのが無かったのでそこに集約して建てられるということでした。別に問題無いかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 あの、ま今回再度出されたわけですけど、あの同一敷地内の宅地の部分もブロック内の一部が畑ということですね。現場を見ましてもですね、もう宅地として住宅を持つ人が有効活用する形で。近隣農地にも何ら影響ありませんのでいいと思います。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

4件です。

受付番号1

（譲渡人）野原の個人

（譲受人）熊本県玉名市の不動産業の法人

（土地の所在地）野原の畑、面積9.91㎡、現況畑

（転用目的）その他宅地、第2種農地

一応現地を確認しましたがわずかな農地でして、もうほとんど農地としての原型が残っていない状態でした。そもそも10㎡くらいの、多分これ、あの昔道造ったりとか宅地転用とかしよった中で切れっ端んごつ残った所かな、というところだと思います。まあ何の問題も無かったかなと思います。

事業計画を開いてください。図面を見ていただきますと、既に譲受人のほうですね、そこ農地の北側のほうに宅地を造っているところでございます。で今回その出入り口としてですね使うということで、この10㎡くらいですね

農地の転用許可を得たいというところですね。

議長 本当は北のほうの転用の許可のときに一緒に。

事務局次長 だけん元々ここだけ何で残ったんかな、というくらいのレベルじゃありますんで。

委員 譲受人がそこに家を建てとっと。

事務局次長 そうです、はい。今こう建てよるところです。

委員 ちょうど転用ばすつと良かったってね。

議長 道路変更のときにですね。

事務局次長 ただあの、この農地を使わんでも工事はできるけんですね。だけん最終的に引っ掛からんようにということで出してある。

議長 後々するよりも今しとったほうが、ということで。分かった時点で、ということ。

事務局次長 だと思えます。そもそもこれ使わんでよかけんが。そういったところですよ。

## 受付番号2

(譲渡人) 大阪府高槻市の個人

(譲受人) 福岡県春日市の個人

(土地の所在地) 万田の畑、面積 338 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第3種農地で用途区域内農地

ほとんど周りに農地が無くてこの土地だけというかたちになっております。一応確認しましたがども特に問題のある農地ではありませんでした。

事業計画のほうをお願いします。土地が 338 m<sup>2</sup>、木造家屋住宅 63.76 m<sup>2</sup>、上水は水道、汚水は公共下水を利用する。元々周りがもう宅地化している所です。なので特に問題のあるような農地ではございませんでした。以上です。

### 受付番号 3

(譲渡人) 愛知県刈谷市の個人外 2 名

(譲受人) 一部の個人

(土地の所在地) 一部の畑、面積 347 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 太陽光発電設備、第 2 種農地

農地を確認したところ現在耕作されてる農地でした。北側のほうがですね、ちょっと傾斜とか厳しくてですね、工事車両とか入れるときに工夫しなきゃいけないような所じゃないかな、というところでした。

事業計画のほうをお願いします。太陽光発電ですね、347 m<sup>2</sup>。周囲はコンクリートブロックで 1 段付けて土地流出をしないようにするというので。場所的にはもう、ほぼ問題無い所ですけども、まあやっぱり入り口がちょっと、というところがあります。以上です。

### 受付番号 4

(譲渡人) 増永の個人外 3 名

(譲受人) 荒尾市の不動産業の法人

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 411 m<sup>2</sup>、現況畑、外 4 筆、合計 2,375 m<sup>2</sup>

(転用目的) 宅地分譲、第 3 種農地で用途区域内農地

現地を確認しましたところですね、同時利用地の宅地にあった家は既に撤去されてました。で一体的に工事できるようになります。

事業計画のほうをお願いします。事業総面積が 4,032.91 m<sup>2</sup>、そのうちの転用面積が 2,375 m<sup>2</sup>、宅地分譲として区画は 9 戸分。汚水は下水を使う。一応これ 1,000 m<sup>2</sup> 超えとりますので、開発協議のほうは順調に進んでるみたいです。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するかどうかを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 5 条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず 1 号について担当委員、説明をお願いします。

委員 ここは道路、両面に道路あって、譲受者が買っておられる所と譲渡人の所



の2つ。この面積ですから、今ん内に買うところかというところで今度これが出て来たわけですし、譲渡人のほうも買い手があんならと喜んでおられるところですよ。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 はい。ええ、ここは国道から入ってずっと、ずうっと上に坂上がって、どこか中に行く道があつとかな、と思いながら行って上まで行って、みたら今もう造成じゃなか、外壁ば昔からしてあるごたる。その上が畑んごつなつとったばつてんもう草てろんああいうのが植わった状態でした。ま、周りは耕作された畑、そういったごたるとは、もう住宅地の中ですので何ら問題ありませんでした。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3号について、担当委員をお願いします。

委員 ええ、ここはですね、横が貸アパートでですね、もうアパート経営をされて、もう立派なアパートが2棟建っておりました。で、そういった中でもう進入路が全く無いということで(隣に住む)譲受人のほうに買って貰えんやろかということですね、まあそういう相談があったそうで。で、まあ譲受人のほうとしては太陽光が一番、日当たりも良いからということですね、あのおっしゃっておりました。で、あの先ほど進入路が無いということでしたけど、譲受人の家の所から入れるような形になつとりますので大丈夫だと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして4号について、担当委員をお願いします。

委員 ええ、この件につきましてはですね、まああのずっと前の方が、ずっと耕作をやっておられたんですけれども、まあ立地条件が良い、駅にも近い、国道もすぐ隣を走っているということですね、あの生活環境が良いということですので宅地で分譲したいということでした。まあ、あの農地的にも3種ですので、何の問題も無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成29年6月15日の公告予定です。今回が6回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定10年の田1,321㎡、再設定5年の田3,074㎡、利用権設定の合計が4,395㎡、今回の利用集積計画合計が4,395㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で65,655㎡となります。

1 件目

新規設定です。

(借り人) 水野の個人

(貸し手) 水野の個人

(利用権を設定する土地) 水野の田、面積1,321㎡

利用目的は水稲、期間は平成29年7月1日から平成39年6月30日までの10年間、総額米60kg/年の賃貸借(物納)です。

2 件目

再設定です。

(借り人) 菰屋の個人

(貸し手) 菰屋の個人

(利用権を設定する土地) 野原の田、面積 1,331 m<sup>2</sup>

利用目的は野菜、期間は平成 29 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日までの 5 年間、使用貸借です。

3 件目

再設定です。

(借り人) 菰屋の個人

(貸し手) 野原の個人

(利用権を設定する土地) 野原の田、面積 1,142 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 1,743 m<sup>2</sup>

利用目的は野菜、期間は平成 29 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日までの 5 年間、使用貸借です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 では議案第 3 2 号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第 2 3 号から報告第 2 4 号について報告が行われた。

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

— ( 「なし」 の声あり ) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

○農業委員活動報告の提出について

議長 それでは、これもちまして平成29年第6回定例会を終わります。

閉会：10時40分